

土地所有者 各位

公友不動産株式会社
不動産管理部

見出し（表面） 一、悪質で詐欺まがいの商法に関するご注意
二、個人情報の取り扱いと、「届出事項」変更のご連絡に関するお願い
三、一般的な「マナー」について
四、別荘地所在の表記について
（裏面）「届出事項の連絡書」 五、管理付随サービスのご案内

一、悪質で詐欺まがいの商法に関するご注意

毎回ご案内を行なっておりますが、いまだに同様の悪質な営業活動をしている業者がはびこっているようですので、あらためてご通知いたします。

隣地測量の立会いや業務説明の名目で家庭訪問を誘引する「はがき」「電話」や、売却仲介をよそおって、新聞広告掲載料、立て看板料の負担要求、再測量費用の請求をするといった類いのものの報告を受けております。内容等に十分に理解できる説明を受けなかったり、納得のいかない段階での同意、承諾、捺印、依頼、発注、契約などはなさないよう御注意下さい。

セールストークの事例：「お客様所有地近辺で、大規模開発業者が土地を探しており、買い上げしてもらうためには再測量する必要があります。」とか、「ご所有の土地を売却されませんか？坪あたり〇〇万円で売れるのが、最新機器を使った測量をしなければ売買を禁止する法律ができた云々。」等の虚言を多用するようです。

測量・管理業務・売却・広告など不審なセールスとお感じになられましたら、気軽に当社管理事務所にお問い合わせ下さい。

もちろん、**当社はこれらの業者とは一切関係ありませんし、不必要に土地所有者名簿を外部に出したり、電話番号を業者に教えたりする事はございません（※）。**

※次の場合は連絡先を通知することがあります。①住宅工事等の届出があった施主もしくは施工業者に工事中のトラブル防止と隣地所有者へのご説明が必要な場合。②災害発生時や防災工事実施時、警察・消防署、保険会社、関西電力・NTT 及び水道ガス業者などに緊急対策として通知が必要な場合。

二、個人情報の取り扱いと、「届出事項」変更のご連絡に関するお願い

平成17年4月1日個人情報保護法が施行され、本人の了解無くして個人情報の目的外の使用は規制される事になりました。この事は、当社のような企業にとりまして、事情によりましては各位の御家族であっても本人の情報を教えられない事になりますので、各位から当社への各種お問い合わせに際しましては、誠に不本意でございますが**御本人である事の証明書**（運転免許証、パスポート等公的証明書の提示など）や、代理人によるお問い合わせについては**御本人の御了解がある事の証明書**（運転免許証、パスポート等のコピー添付のもの）を提出して頂くことがありますのでご承知おきください。

尚、個人情報の開示には所定の手続きと手数料が必要です。詳細については管理事務所へお問合せ下さい。

また、今までお届けの事項、ご住所、電話、お名前、または所有名義人の変更がございましたら裏面の「届出事項変更の連絡書」に変更内容をご記入の上、郵送もしくはファクシミリ等でご連絡下さいますようお願い申し上げます。

三、一般的な「マナー」について

一例ですが、ペットを散歩させる時に「糞を袋に入れて持ち帰り、所定の始末をする事。」が出来ない方がおられます。飼い主の常識の無さを問われる事のないよう、ペットの散歩時には必ずスコップと袋を携帯し、糞の始末は必ずして下さい。

四、別荘地所在の表記について

平成18年3月20日合併により「加東市」が誕生しました。これに伴い、別荘地所在の表記が変わりました。

土地所在表示例（従来）兵庫県加東郡社町廻淵字東山〇〇番〇〇 →（現在）兵庫県加東市廻淵字東山〇〇番〇〇
（従来）兵庫県加東郡東条町黒谷字西山△△番△△ →（現在）兵庫県加東市黒谷字西山△△番△△

以上